

平成 29 年 6 月 15 日開会

平成 29 年 6 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第 4 号	平成 28 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報告第 5 号	平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
報告第 6 号	平成 28 年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報告第 7 号	平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議案第 36 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 37 号	寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正	3
議案第 38 号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	5
議案第 39 号	寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内における建築物に関する条例の制定	9
議案第 40 号	寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	14
議案第 41 号	寝屋川市における東部大阪都市計画幸町東地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	19
議案第 42 号	平成 29 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 43 号	工事請負契約の締結	25

番 号	案 件	頁
議案第 44 号	財産の取得（2トン回転ダンプ式塵芥収集車）	26
議案第 45 号	人権擁護委員候補者の推薦（湯 川 あつ子）	27
議案第 46 号	人権擁護委員候補者の推薦（中 井 豊 ）	30
議案第 47 号	監査委員の選任	33
議案第 48 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	36
議案第 49 号	農業委員会委員の任命（奥 野 隆 雄）	39
議案第 50 号	農業委員会委員の任命（川 口 茂 明）	42
議案第 51 号	農業委員会委員の任命（川 口 昌 澄）	45
議案第 52 号	農業委員会委員の任命（北 川 博 ）	48
議案第 53 号	農業委員会委員の任命（北 川 光 昭）	51
議案第 54 号	農業委員会委員の任命（幸 寺 力 ）	54
議案第 55 号	農業委員会委員の任命（澤 井 恵 章）	57
議案第 56 号	農業委員会委員の任命（田 中 稔 ）	60
議案第 57 号	農業委員会委員の任命（谷 田 博 延）	63
議案第 58 号	農業委員会委員の任命（田 伏 隆 雄）	66

番 号	案 件	頁
議案第 59 号	農業委員会委員の任命（中 尾 久 雄）	69
議案第 60 号	農業委員会委員の任命（中 塚 勉 ）	71
議案第 61 号	農業委員会委員の任命（林 尚 彦 ）	74
議案第 62 号	農業委員会委員の任命（溝 口 透 ）	77
議案第 63 号	農業委員会委員の任命（南 昌 男 ）	79
議案第 64 号	農業委員会委員の任命（皆 見 吉 孝）	81
議案第 65 号	農業委員会委員の任命（森 田 順 子）	84

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市緑の基本計画審議会	寝屋川市緑の基本計画の変更についての調査審議に関する事務
---------------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正

寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、保健所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢 65 年とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の 一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年寝屋川市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「相当するものとして市長が定める者」の次に「（以下この条において「特定退職者」という。）」を加え、同条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 10 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

17 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第

4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 10 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 17 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した寝屋川市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて、寝屋川市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地

方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 10 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、寝屋川市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

**寝屋川市における東部大阪都市計画対馬
江大利線沿道地区地区計画の区域内にお
ける建築物に関する条例の制定**

寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内に
おける建築物に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画
の区域内における建築物に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、対馬江大利線沿道地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成29年寝屋川市告示第55号）による対馬江大利線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 次の各号に掲げる計画区域内においては、それぞれ当該各号に掲げる建築物を建築してはならない。

- (1) 前条に規定する告示の告示計画図に記載のAゾーン（以下「Aゾーン」という。）内 別表ア欄に掲げる建築物
- (2) 前条に規定する告示の告示計画図に記載のBゾーン（以下「Bゾーン」という。）内 別表ア欄に掲げる建築物
- (3) 前条に規定する告示の告示計画図に記載のCゾーン（以下「Cゾーン」という。）内 別表イ欄に掲げる建築物

(建築物の各部分の高さの最高限度)

第5条 Aゾーン内における建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、21メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、

装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

- 2 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、前条第1項の規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物につ

いて、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条及び第5条第1項の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、既に第4条及び第5条第1項の規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

3 建築物の敷地が地区計画におけるAゾーン、Bゾーン又はCゾーンの二の計画区域にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部についてその敷地の過半の属する計画区域内の建築物に関する第4条及び第5条第1項の規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第8条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、第4条及び第5条第1項の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の

3 日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

ア	イ
(1) 法別表第 2 (ロ) 項第 4 号に掲げる建築物のうち、ラブホテル (寝屋川市ラブホテル建築規制条例 (昭和 61 年寝屋川市条例第 17 号) 第 2 条第 2 号に規定するラブホテルをいう。以下同じ。)	(1) 法別表第 2 (ロ) 項第 4 号に掲げる建築物のうち、ラブホテル (2) 法別表第 2 (ロ) 項第 6 号に掲げる建築物 (3) 法別表第 2 (ロ) 項第 2 号に掲げる建築物
(2) 法別表第 2 (ロ) 項第 6 号に掲げる建築物	(4) 法別表第 2 (ハ) 項第 5 号に掲げる建築物
(3) 法別表第 2 (ロ) 項第 2 号に掲げる建築物	(5) 法別表第 2 (ト) 項第 3 号に掲げる建築物
(4) 法別表第 2 (ハ) 項第 5 号に掲げる建築物	(6) 法別表第 2 (イ) 項第 3 号に掲げる建築物
(5) 法別表第 2 (ト) 項第 3 号に掲げる建築物	

**寝屋川市における東部大阪都市計画東寝
屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内に
おける建築物等に関する条例の制定**

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内
における建築物等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東寝屋川駅前線沿道地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成29年寝屋川市告示第56号）による東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 地区計画の区域内においては、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。

- (1) 法別表第2(ロ)項第4号に掲げる建築物のうち、ラブホテル（寝屋川市ラブホテル建築規制条例（昭和61年寝屋川市条例第17号）第2条第2号に規定するラブホテルをいう。）
- (2) 法別表第2(ロ)項第6号に掲げる建築物（動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）
- (3) 法別表第2(ハ)項第2号に掲げる建築物
- (4) 法別表第2(ヘ)項第5号に掲げる建築物
- (5) 法別表第2(ト)項第3号及び4号に掲げる建築物

(建築物の敷地面積に関する制限)

第5条 建築物の敷地面積は、70平方メートル以上でなければならない。

2 この条例の施行の日（以下「基準日」という。）において、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、同項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に適合していなかった建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準日における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合

すること。

- (2) 増築後の床面積の合計が、基準日における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第 4 条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準日におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（令第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置）

第 7 条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第 4 条及び第 5 条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、既に第 4 条及び第 5 条の規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

（公益上必要な建築物等の特例）

第 8 条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、第 4 条及び第 5 条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主

(4) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第5条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

**寝屋川市における東部大阪都市計画幸町
東地区地区計画の区域内における建築物
等に関する条例の制定**

寝屋川市における東部大阪都市計画幸町東地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画幸町東地区地区計画の区域内に
おける建築物等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、幸町東地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成29年寝屋川市告示第57号）による幸町東地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 地区計画の区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

- (1) 法別表第2 (イ) 項第1号に掲げる建築物のうち、一戸建ての専用住宅
- (2) 法別表第2 (イ) 項第2号に掲げる建築物のうち、一戸建ての兼用住宅
- (3) 法別表第2 (イ) 項第4号に掲げる建築物
- (4) 法別表第2 (イ) 項第5号に掲げる建築物
- (5) 法別表第2 (イ) 項第6号に掲げる建築物
- (6) 法別表第2 (イ) 項第8号に掲げる建築物
- (7) 法別表第2 (イ) 項第9号に掲げる建築物
- (8) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）

(建築物の各部分の高さの最高限度)

第5条 建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、10メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

2 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(壁面の位置に関する制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さ2メートルを超えるものの面(以下「壁面」という。)から前面道路の境界線(当該建築物の敷地が前面道路に接する部分をいう。)までの距離は、1メートル以上でなければならない。

2 建築物の敷地が二以上の前面道路に接する場合において、一の道路に面する壁面の位置が前項の規定に適合するときは、他の道路に面する壁面の位置については、同項の規定は、適用しない。

(建築物の敷地面積に関する制限)

第7条 建築物の敷地面積は、100平方メートル以上でなければならない。

2 この条例の施行の日(以下「基準日」という。)において、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、同項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる

土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第 1 項の規定に適合していなかった建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなった土地
- (2) 第 1 項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 8 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準日における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準日における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第 4 条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準日におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更(令第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定の適用を受けない

い建築物について、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、第5条第1項及び第6条の規定は、適用しない。

- 4 法第3条第2項の規定により第5条第1項及び第6条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条から第7条までの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、既に第4条から第7条までの規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しよ

うとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条及び第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (4) 第7条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
- (5) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の刑を科する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称)寝屋川市立子育てリフレッシュ館新築工事(建築主体工事) |
| 2 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市錦町 8 番 13 号 |
| 3 工 事 概 要 | (1) 本体建物
鉄筋コンクリート造 3 階建て
(2) 附属建物 一式
(3) 屋外施設附帯工事 一式
(4) 昇降機工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 金 444, 127, 320 円
(内消費税及び地方消費税の額 32, 898, 320 円) |
| 6 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 工 期 | 着工 平成 29 年 月 日
完成 平成 30 年 4 月 20 日 |
| 8 契 約 の 相 手 方 | 大阪府寝屋川市木田元宮二丁目 7 番 1 号
株式会社沖田工務店
代表取締役 沖 田 勤 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 塵芥収集車 |
| 2 | 財産の概要 | 2トン回転ダンプ式塵芥収集車 3台 |
| 3 | 取得目的 | 塵芥収集車の老朽化に伴い、環境に配慮した塵芥収集車を計画的に導入するため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 17,755,200 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,315,200 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府八尾市神武町1番48号
株式会社モリタエコノス 関西支店
支店長 古 林 一 定 |

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 湯 川 あつ子 (ゆかわ あつこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 58 年 3 月 同志社大学経済学部卒業

職 歴

昭和 58 年 4 月 株式会社サンリオ 入社
昭和 62 年 8 月 同 上 退社
昭和 63 年 4 月 有限会社奥田扇子店 入社
平成 3 年 12 月 同 上 退社
平成 4 年 1 月 湯川税理士事務所 入所
平成 29 年 4 月 同 上 退所
平成 29 年 5 月 木村税理士事務所 入所
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 14 年 4 月
至 平成 16 年 3 月 寝屋川市立成美小学校PTA副会長

自 平成 20 年 4 月
至 平成 22 年 3 月
自 平成 24 年 4 月
至 現 在
自 平成 26 年 10 月
至 現 在

寝屋川市立第九中学校 P T A 会計監査

寝屋川市青少年指導員

人権擁護委員

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 井 豊 (なかい ゆたか)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 48 年 3 月 大阪教育大学教育学部卒業

職 歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市立北小学校教諭
大阪教育大学附属平野小学校教諭(昭和 49 年 4 月)、寝屋川市立石津小学校教諭(昭和 57 年 4 月)、寝屋川市立第一中学校教諭(昭和 62 年 4 月)を歴任

平成 4 年 4 月 大阪府教育委員会事務局指導第二課指導主事
大阪府教育委員会事務局義務教育課指導主事(平成 6 年 4 月)、大阪府教育センター指導主事(平成 8 年 4 月)、大阪府教育センター主任指導主事(平成 9 年 4 月)を歴任

平成 10 年 4 月 大阪教育大学附属平野小学校副校長

平成 13 年 4 月 寝屋川市立第十中学校長

平成 14 年 4 月 大阪教育大学非常勤講師

平成 20 年 4 月 園田学園女子大学人間教育学部准教授

平成 27 年 4 月 関西大学非常勤講師

平成 28 年 4 月 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学非常勤講師
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 15 年 4 月	保護司
至 現 在	
自 平成 20 年 4 月	大阪教育大学附属平野小学校学校評議員
至 平成 27 年 3 月	
自 平成 20 年 4 月	寝屋川市立木田小学校学校評議員
至 現 在	
自 平成 22 年 4 月	岬町立中学校学校評議員
至 平成 27 年 3 月	
自 平成 28 年 4 月	寝屋川市立中木田中学校学校評議員
至 現 在	

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 九 鬼 康 夫 (くき やすお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 49 年 3 月 関西外国語短期大学米英語科卒業

職 歴

昭和 45 年 4 月 大阪府に就職
平成 5 年 4 月 総務部地方課主幹(太子町助役)
平成 10 年 6 月 商工部金融課参事(信用組合大阪商銀顧問団)
平成 11 年 5 月 同(株式会社整理回収機構人事部次長)
平成 12 年 4 月 総務部行政改革室参事兼人事室参事
平成 13 年 7 月 総務部人事室厚生課長
平成 15 年 4 月 水道部経営企画室経営企画課長
平成 17 年 4 月 健康福祉部副理事(大阪府立障がい者交流促進センター所長)
平成 18 年 9 月 同(大阪府後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長)
平成 19 年 1 月 総務部副理事(大阪府後期高齢者医療広域連合事務局長)
平成 21 年 4 月 住宅まちづくり部次長
平成 22 年 3 月 同 上 退職

平成 22 年 7 月

大阪府市長会事務局長

大阪府町村長会事務局長

大阪府町村議長会事務局長

財団法人(平成 23 年 4 月から公益財団法人に移行)大阪
府市町村振興協会常務理事兼事務局長

に就任

現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 25 年 11 月

生駒市法令遵守委員

至 現 在

自 平成 28 年 8 月

生駒市行政不服審査会委員

至 現 在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 上 原 武 彦 (う え は ら た け ひ こ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 50 年 3 月 関西大学法学部卒業

職 歴

昭和 56 年 4 月 司法研修所 入所
昭和 58 年 3 月 同 上 終了
昭和 58 年 4 月 橋本崇志法律事務所 入所
昭和 63 年 3 月 同 上 退所
昭和 63 年 4 月 黒田・上原法律事務所 開設
平成 10 年 2 月 上原武彦法律事務所 開設
(平成 25 年 1 月から北御堂筋パートナーズ法律事務所に
名称変更)
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 22 年 4 月 大阪弁護士会副会長
至 平成 23 年 3 月

自 平成 23 年 7 月
至 現 在

寝屋川市固定資産評価審査委員会委員

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

奥野隆雄（おくの たかお）

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 奥 野 隆 雄 (おくの たがお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 39 年 3 月 大阪府立淀川工業高等学校卒業
昭和 40 年 3 月 大阪工業大学中退

職 歴

昭和 42 年 9 月 交野市に就職
昭和 47 年 11 月 天野川清掃工場係長
昭和 61 年 6 月 環境第 1 課主任
昭和 63 年 7 月 下水道課主幹
平成 7 年 5 月 下水道課長
平成 9 年 7 月 下水道課長兼天野川清掃工場長
平成 10 年 4 月 道路河川課長
平成 14 年 4 月 下水道課長
平成 15 年 4 月 第 2 京阪道路対策室長
平成 17 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 20 年 4 月
至 現 在 北河内農業協同組合同松支部長

自 平成 26 年 7 月
至 現 在 寝屋川市農業委員会委員

賞 罰

平成 2 年 5 月 日本下水道協会表彰

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 川 口 茂 明 (かわぐち しげあき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 57 年 3 月 近畿大学法学部卒業

職 歴

昭和 57 年 4 月 株式会社西武百貨店 入社
平成 7 年 3 月 同 上 退社
平成 14 年 4 月 川口司法書士事務所 開設
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 15 年 4 月 北河内農業協同組合寝屋支部役員
至 現 在
自 平成 17 年 4 月 寝屋萩原用水組合役員
至 現 在
自 平成 19 年 7 月 寝屋南土地区画整理組合理事長
至 平成 24 年 2 月

自 平成 23 年 5 月 寝屋二丁目地区の将来を考える会役員
至 現 在
自 平成 24 年 4 月 寝屋川市寝屋南地区まち育て協議会役員
至 現 在

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寢屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寢屋川市長 北 川 法 夫

住 所	
氏 名	川 口 昌 澄 (かわぐち まさずみ)
生年月日	

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 川 口 昌 澄 (かわぐち まさずみ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 35 年 3 月 大阪鉄道高等学校卒業

職 歴

昭和 35 年 4 月 大阪市に就職
昭和 46 年 4 月 下水道局海老江処理場主任
平成 3 年 4 月 下水道局西部管理事務所津守処理場管理主任
平成 14 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 16 年 4 月 高宮自治会役員
至 平成 20 年 3 月

自 平成 21 年 4 月 高宮財産区役員
至 平成 25 年 3 月

自 平成 26 年 4 月
至 平成 28 年 3 月

北河内農業協同組合高宮支部長

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

北 川 博（きたがわ ひろし）

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 北 川 博 (きたがわ ひろし)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 42 年 3 月 大阪府立大学経済学部卒業

職 歴

昭 和 42 年 4 月 ダイハツ工業株式会社 入社
平 成 14 年 12 月 同 上 退社
平 成 18 年 6 月 九個荘農業協同組合理事
平 成 21 年 6 月 九個荘農業協同組合代表理事組合長
現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 17 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 平 成 20 年 7 月
自 平 成 23 年 7 月 寝屋川市農業委員会副会長
至 現 在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 北 川 光 昭 (きたがわ みつあき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 54 年 3 月 関西大学商学部卒業

職 歴

昭和 54 年 4 月 大阪屋証券株式会社 入社
(昭和 61 年 2 月からコスモ証券株式会社に商号変更)
昭和 63 年 4 月 同 上 課長
平成 12 年 4 月 同 上 次長
平成 14 年 9 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平成 15 年 5 月 寝屋川市議会議員
至 現 在
自 平成 20 年 5 月 寝屋川市農業委員会委員
至 平成 21 年 5 月

賞 罰

なし

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 幸 寺 力 (こうてら つとむ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 46 年 3 月 静岡大学農学部卒業

職 歴

昭和 46 年 4 月 豊中市に就職
平成 17 年 4 月 下水道部猪名川流域下水道事務所維持課主幹
平成 20 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 11 年 4 月 九個荘農業協同組合下神田支部長
至 平成 21 年 3 月
自 平成 22 年 4 月 下神田自治会長
至 平成 24 年 3 月
自 平成 26 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 現 在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 澤 井 恵 章 (さわい よしあき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 55 年 3 月 大阪電気通信大学工学部卒業

職 歴

昭和 55 年 4 月 医療法人協仁会小松病院 就職
平成 2 年 2 月 同 上 医事課主任
平成 10 年 4 月 同 上 総務課長
平成 13 年 4 月 同 上 総務部主幹
平成 17 年 12 月 同 上 クリニックこまつ事務長兼本院管理課主幹
平成 20 年 1 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 20 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 平成 23 年 7 月
自 平成 26 年 4 月 美井農業会会長
至 現 在

賞 罰

なし

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 田 中 稔 (たなか みのる)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 20 年 3 月 友呂岐尋常高等小学校卒業

職 歴

昭和 44 年 5 月 寝屋川北農業協同組合理事
昭和 60 年 8 月 寝屋川北農業協同組合代表理事組合長
平成 8 年 10 月 寝屋川北農業協同組合理事副組合長
平成 14 年 6 月 北河内農業協同組合理事副組合長
平成 17 年 5 月 同 上 退職
昭和 61 年 6 月 寝屋川市農業共済組合理事
昭和 63 年 4 月 北河内農業共済組合理事
平成 11 年 4 月 大阪府北部農業共済組合理事
平成 29 年 4 月 大阪府農業共済組合理事
現在に至る

公 職 歴 等

自 昭和 47 年 7 月
至 昭和 56 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員

自 昭和 56 年 7 月 寝屋川市農業委員会会長

至 平成 12 年 7 月

自 平成 17 年 7 月

至 現 在

寝屋川市農業委員会相談役

賞 罰

昭和 53 年 11 月 農林水産園芸局長賞

平成 4 年 11 月 大阪府農業会議表彰

平成 6 年 5 月 大阪府農業共済組合連合会会長賞

平成 7 年 5 月 憲法記念日知事表彰

平成 10 年 10 月 農林水産大臣表彰(農業委員功績)

平成 14 年 4 月 勲五等瑞宝章

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所



氏 名

谷 田 博 延 (たにだ ひろのぶ)

生年月日



理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 谷 田 博 延 (たにだ ひろのぶ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 46 年 3 月 近畿大学理工学部卒業

職 歴

昭和 46 年 4 月 寝屋川市に就職
昭和 59 年 5 月 都市開発部開発指導課指導係係長
平成 9 年 4 月 土木部道路政策室特別事業対策課長
平成 19 年 4 月 まち政策部長
平成 22 年 4 月 まち政策部住宅整備課専門官(課長待遇)
平成 25 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 27 年 4 月 北河内農業協同組合高倉支部長
至 現 在

賞 罰

平成 3 年 3 月 大阪府開発指導行政協議会表彰

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

田 伏 隆 雄 (たぶし たかお)

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 田 伏 隆 雄 (たぶし たかお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 41 年 3 月 大阪電気通信大学高等学校卒業

職 歴

昭和 41 年 4 月 寝屋川市に就職
平成 12 年 4 月 都市建設部道・みどり室道路建設課付課長
平成 14 年 4 月 まち建設部道・みどり室公園緑地課長
平成 15 年 9 月 同 上 退職
平成 15 年 10 月 寝屋川市立西北コミュニティセンター館長
平成 18 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 昭和 62 年 4 月 寝屋川市立明和小学校PTA会長
至 平成 元年 3 月
自 平成 元年 4 月 北河内農業協同組合打上支部長
至 平成 3 年 3 月

自	平成 18 年 4 月	打上自治会長
至	平成 24 年 3 月	
自	平成 21 年 4 月	少年補導員
至	現 在	
自	平成 21 年 4 月	少年指導委員
至	現 在	
自	平成 26 年 7 月	寝屋川市農業委員会委員
至	現 在	

賞 罰

平成 11 年 10 月 厚生大臣表彰(水道事業功績)

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

中 尾 久 雄 (なかお ひさお)

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 尾 久 雄 (なかお ひさお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 37 年 3 月 大 阪 府 立 四 條 畷 高 等 学 校 卒 業

職 歴

昭 和 37 年 4 月 山 一 証 券 株 式 会 社 入 社
昭 和 57 年 4 月 同 上 銀 座 支 店 営 業 課 長
昭 和 61 年 10 月 同 上 名 古 屋 支 店 法 人 資 金 運 用 部 次 長
平 成 3 年 5 月 同 上 退 社

公 職 歴 等

自 平 成 27 年 4 月 北 河 内 農 業 協 同 組 合 河 北 支 部 長
至 現 在

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

中 塚 勉（なかつか つとむ）

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 塚 勉 (なかつか つとむ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 54 年 3 月 近畿大学商経学部卒業

職 歴

昭 和 54 年 4 月 扶桑薬品工業株式会社 入社
平 成 7 年 4 月 同 上 経理課係長
平 成 15 年 4 月 同 上 経理課長
平 成 28 年 6 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平 成 26 年 4 月 九個荘農業協同組合仁和寺支部役員
至 平 成 28 年 3 月
自 平 成 28 年 4 月 九個荘農業協同組合仁和寺支部長
至 現 在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 林 尚 彦 (はやし ひさひこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 34 年 3 月 大阪府立淀川工業高等学校卒業

職 歴

昭和 34 年 3 月 一部事務組合茨田水道組合に就職
昭和 40 年 4 月 寝屋川市に就職
昭和 42 年 10 月 衛生部清掃第二課業務係係長
昭和 45 年 3 月 総務部収納課整理係係長
昭和 48 年 5 月 寝屋川市立解放会館長
昭和 53 年 4 月 社会福祉部社会福祉総務課長
昭和 55 年 4 月 社会福祉部福祉事務所児童保育課長
昭和 59 年 5 月 同和対策部長
平成 元年 4 月 市長室長
平成 3 年 5 月 管理部長
平成 6 年 4 月 理事兼都市整備部長
平成 7 年 7 月 理事兼市民生活部長
平成 8 年 4 月 教育委員会理事兼教育次長

平成 11 年 7 月 助役
平成 15 年 7 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 21 年 4 月 下木田町自治会長
至 平成 25 年 3 月
自 平成 25 年 4 月 北河内農業協同組合下木田支部長
至 現 在
自 平成 28 年 4 月 木田水利組合長
至 現 在

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

[Redacted]

氏 名

溝 口 透（みぞぐち とおる）

生年月日

[Redacted]

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 溝 口 透 (みぞぐち とおる)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 43 年 3 月 柏原高等学校卒業

職 歴

昭和 43 年 4 月 株式会社西川造園 入社
昭和 48 年 3 月 同 上 退社
平成 27 年 6 月 北河内農業協同組合理事
現在に至る

公 職 歴 等

自 昭和 25 年 4 月 北河内農業協同組合太秦支部長
至 昭和 27 年 3 月

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所



氏 名

南 昌 男（みなみ まさお）

生年月日



理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 南 昌 男 (みなみ まさお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 49 年 3 月 同志社大学法学部卒業

職 歴

昭和 52 年 4 月 太平信用組合 就職
平成 3 年 4 月 同 上 支店長代理
平成 7 年 4 月 同 上 次長
平成 9 年 4 月 同 上 支店長
平成 10 年 12 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 24 年 4 月 九個荘農業協同組合葛原支部長
至 現 在

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所



氏 名

皆 見 吉 孝 (みなみ よしたか)

生年月日



理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 皆 見 吉 孝 (みなみ よしたか)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 52 年 3 月 近畿大学商経学部卒業

職 歴

昭和 52 年 4 月 寝屋川郵便局に就職
平成 5 年 10 月 同 上 退職
平成 21 年 6 月 北河内農業協同組合理事
平成 24 年 6 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 13 年 4 月 北河内農業協同組合石津支部長
至 平成 17 年 3 月
自 平成 17 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 平成 20 年 7 月
自 平成 19 年 4 月 北河内農業協同組合石津支部長
至 平成 23 年 3 月

自 平成 27 年 4 月
至 現 在

寝屋川市消防団第 2 分団長

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寢屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

寢屋川市長 北 川 法 夫

住 所	██
氏 名	森 田 順 子 (もりた じゅんこ)
生年月日	██

理 由

農業委員会等に関する法律〔農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律〕の規定に基づき、農業委員会委員に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 森 田 順 子 (もりた じゅんこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 37 年 3 月 院 内 町 立 高 岡 中 学 校 卒 業

職 歴

昭 和 37 年 4 月 東 海 レー ヨ ン 株 式 会 社 入 社
昭 和 37 年 12 月 同 上 退 社
昭 和 38 年 1 月 株 式 会 社 正 和 製 作 所 入 社
昭 和 40 年 5 月 同 上 退 社
昭 和 40 年 6 月 ナ シ ョ ナ ル マ ロ リ ー 電 池 株 式 会 社 入 社
昭 和 44 年 4 月 同 上 退 社

公 職 歴 等

自 平 成 9 年 4 月 寝 屋 川 市 消 費 者 協 会 書 記
至 平 成 28 年 4 月
自 平 成 21 年 5 月 寝 屋 川 市 ご み 減 量 化 ・ リ サ イ ク ル 推 進 会 議 委 員
至 平 成 23 年 2 月

自 平成 27 年 5 月 寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議委員
至 平成 29 年 2 月
自 平成 28 年 4 月 寝屋川市消費者協会副会長
至 平成 29 年 4 月

賞 罰

な し